（様式５）

平成　　年　　月　　日

一般競争入札参加要件確認申請書

川西市長　越田　謙治郎　　様

（共同企業体名）

（代表企業）

所　 在　 地

商号又は名称

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　印

平成31年4月1日付けで入札公告のありました「（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業」の入札に参加したいので、この入札において不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約し、関係書類を添えて参加要件確認申請書を提出します。

申請に当たり、下記に掲げる参加要件をすべて満たしていることを誓約します。また、虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる参加要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

（１）共通事項

応募者を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第に規定する資格制限に該当しない者であること。
2. 本市における平成３１・３２年度一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者で、本市の指名停止の措置を受けていない者であること。
3. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
4. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
5. 川西市暴力団排除に関する条例（平成２４年川西市条例第５号）第２条１号から３号までのいずれにも該当しない者であること。
6. 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
   1. 資本関係

次のいずれかに該当する２者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

1. 会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
   1. 人的関係

次のいずれかに該当する２者の関係にある場合

1. 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続きが続行中の会社又は更生会社である場合を除く。
2. ｂ一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
   1. その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

（注）様式６－１「資本関係及び人的関係に係る状況届」を添付すること。なお、様式６－１は、応募者を構成する法人ごとに作成すること。

1. 市が（仮称）川西市立総合医療センターに係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ（イ）の人的関係、カ（ウ）のその他の関係を有する者でないこと。
2. 商号 シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社

所在地 大阪府吹田市桃山台５丁目２０番１号

1. 商号 株式会社プラスPM

所在地 大阪府大阪市北区西天満２丁目８番５号　西天満大治ビル

1. 総合評価審査委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係を有する者でないこと。

（２）本事業の設計業務を行う者

設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者はアからケまでの全ての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

1. 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号及び名称： | |
| 登録日 | 登録番号 |
|  |  |

（注）基準日において有効な登録を証する書面の写しを添付すること。

（注）設計業務を行う者が２者以上いる場合には適宜表を追加し、記入すること。

1. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成３１・３２年度測量・建設コンサルタント一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。ただし、工事業務を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び（３）工事業務の参加要件を満たしていること。
2. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成２１年４月１日以降に設計が完了した一般病床２５０床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の設計業務を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を有していること。

（注）様式６－２「応募者の設計業務の実績」及び必要書類を添付すること。

1. 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として、一級建築士の資格を有する者（ウの実績に関し、管理技術者の立場で従事した実績を有し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
2. 建築意匠担当主任技術者として、平成２１年４月１日以降に設計が完了した一般病床２５０床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
3. 建築構造担当主任技術者として、平成２１年４月１日以降に設計が完了した一般病床２５０床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
4. 電気設備担当主任技術者として、平成２１年４月１日以降に設計が完了した一般病床２５０床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
5. 機械設備担当主任技術者として、平成２１年４月１日以降に設計が完了した一般病床２５０床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
6. 管理技術者及び各担当主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）は、それぞれ１名とし、兼任しないこと。

（注）様式６－３「設計技術者の配置、資格及び実績」及び必要書類を添付すること。

（３）本事業の工事業務を実施する者

事業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者はアからカまでの全ての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

1. 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号及び名称： | |
| 許可取得日 | 許可番号 |
|  |  |

（注）基準日において有効な登録を証する書面の写しを添付すること。

（注）工事業務を行う者が２者以上いる場合には適宜表を追加し、記入すること。

1. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成３１・３２年度建設工事一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。
2. 建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去１年７か月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において１,７００点以上の者であること。

（注）様式６－４「応募者の工事業務の実績」及び必要書類を添付すること。

1. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成２１年４月１日以降に完了した一般病床２５０床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の業務を主契約者として受注した実績を有していること。
2. 現場代理人（工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）として、平成２１年４月１日以降に完了した一般病床２５０床以上の病院の新築、増築又は改築（増築の場合は、増築部分が２５０床以上のものに限る。）の業務に従事した実績（全工程の２分の１以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を配置できること。ただし、監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）が現場代理人を兼務することはできない

（注）様式６－５「施工技術者の配置、資格及び実績」及び必要書類を添付すること。

1. 監理技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習修了証を取得した者で、平成２１年４月１日以降に完了した免震構造を有する建物の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分に免震構造を有するものに限る。）の実績（全工程の２分の１以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を専任で配置することができること。

（注）様式６－５「施工技術者の配置、資格及び実績」及び必要書類を添付すること。

（４）工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者はアからウまでの全ての要件を満たし、その他の者はアからイまでの要件を満たすこと。

1. 建築士法第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号及び名称： | |
| 登録日 | 登録番号 |
|  |  |

（注）基準日において有効な登録を証する書面の写しを添付すること。

（注）工事監理業務を行う者が２者以上いる場合には適宜表を追加し、記入すること。

1. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成３１・３２年度測量・建設コンサルタント一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。ただし、工事業務を行う者が工事監理業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び（３）工事業務の参加要件を満たしていること。
2. 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成２１年４月１日以降に完成した２０,０００㎡以上の免震構造を有する建物の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有していること。

（注）様式６－６「応募者の工事監理業務の実績」及び必要書類を添付すること。

【連絡担当部署】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 電子メール |  |

（注）必要な添付書類が不足していた場合には、その要件を満たしていないものとする。